**福利厚生保険規程**

（目的）

第1条　本規程は株式会社〇〇（以下「会社」という。）が役員および従業員の福利厚生を図るため、役員や従業員に生命保険を付与し、第2条に定める者の死亡時ならびに退職時に支給する金銭等について必要な事項を定める。

（被保険者）

第2条　保険の被保険者の範囲は下記の該当者とする。ただし、パート・アルバイトや契約社員、派遣社員は除くものとする。

・すべての役員

・勤続3年以上のすべての社員

なお、生命保険の付与を希望しない者、または健康状態等の理由により保険会社の契約条件に合致しない者はこの限りではない。

（運営）

第3条　会社は第2条に当てはまるものを被保険者とし、死亡保険金の受け取りを被保険者の遺族とし、満期保険金・解約返戻金の受け取りや請求権は契約者に帰属する。また、生命保険会社との間で契約を締結し、会社は保険料を負担する。

（保険金額）

第4条　保険料は、死亡保険金〇万円となる保険金額とする。

（特別弔慰金）

第5条　被保険者が死亡した場合、第4条に定めた金額が保険会社から役員・従業員の遺族に支払われる。

（退職金）

第6条　死亡以外の理由で役員・従業員が退職する場合、速やかに契約解除することで会社が満期保険金または解約返戻金を受け取り、所定の金額を支払うものとする。

付則

この規程は、〇〇年〇月〇日から実施する。